

春の交通安全県民運動

平成26年4月6日(日)～4月15日(火)

運動の重点

交通事故死
ゼロを目指す日

平成26年
4月10日(木)

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶
- ⑤ 交通安全新3S(シルバー・スロー・シー)運動の推進

統一行動日

平成26年4月7日(月)は
「一斉街頭活動日」です。

各実施機関・団体が、交差点等の街頭において県下一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とします。

交通安全活動への御協力をよろしくお願いします



交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上

福井県・福井県警察本部・福井県教育委員会・県内各市町・福井県交通対策協議会

運動の重点と取り組み

1 子どもと高齢者の交通事故防止

高齢者

高齢運転者は、交通安全講習や運転適性検査を積極的に受け、加齢に伴う身体の機能および運転技能の変化を認識して、その能力に応じた運転を心がけましょう。

運転者

子ども、高齢歩行者等(高齢歩行者・電動車いす利用者、高齢自転車利用者)、高齢運転者を見かけた時は、減速、徐行、一時停止するなど、「思いやり運転」に努めましょう。



2 自転車の安全利用の推進

自転車利用者

「自転車安全利用五則」の遵守による安全かつ正しい交通行動を実践する。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられており、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則。
- 2 車道は左側を通行
自転車はそれぞれの道路の左側に寄って通行する。
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止、または自転車から降りて歩いて歩かなければならない。
- 4 安全ルールを守る
○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
○夜間はライトを点灯
○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用
児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶせるようにする。



3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

運転者・同乗者

車に乗る時は、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底しましょう。

家庭・地域・職場

シートベルトおよびチャイルドシート着用の必要性和着用効果について話し合い、正しい着用を習慣付けましょう。



4 飲酒運転の根絶

運転者

酒気を帯びて車両等を運転することは絶対にやめましょう。

家庭・地域・職場

飲酒運転の危険性、責任の重大性について話し合い、飲酒運転を許さない環境づくりに努めましょう。



5 交通安全新3S(シルバー・スロー・シー)運動の推進

シルバー

高齢歩行者は、夕暮れから夜間にかけて外出するときは、明るい服装や反射材用品等を着用しましょう。

スロー

運転者は制限速度を守り、歩行者や自転車の急な動きや飛び出しに対応できるよう安全な速度で運転しましょう。

シー

一時停止の標識のある交差点や踏切を通過する際は、手前で確実に一時停止して、前方・左右の確実な安全確認を行いましょ。



外出する際は明るい服装で反射材を身につけましょう。
運転者は早めのライト点灯とスロードライブを心がけましょう。